

# 平成27年第4回砂川市議会定例会

平成27年12月7日（月曜日）第1号

## ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 27年 3定 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて  
議案第13号 て  
27年 3定 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め  
議案第14号 ることについて  
27年 3定 平成26年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め  
議案第15号 ることについて  
27年 3定 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め  
議案第16号 とについて  
27年 3定 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求  
議案第17号 めることについて  
27年 3定 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定  
議案第18号 を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 5号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情  
報の提供に関する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定につい  
て  
議案第 7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について  
議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

増山 裕司議員

佐々木政幸議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 7日  
至 12月 9日 3日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 27年 3定 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについ  
議案第13号 て

27年 3定 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め  
議案第14号 ることについて

27年 3定 平成26年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め  
議案第15号 ことについて

27年 3定 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め  
議案第16号 とについて

27年 3定 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求  
議案第17号 めることについて

27年 3定 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定  
議案第18号 を求めることについて

日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 議案第 5号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の制定について

- 日程第 9 議案第 4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 議 長 飯 澤 明 彦 君 | 副議長 水 島 美喜子 君 |
| 議 員 増 井 浩 一 君 | 議 員 多比良 和 伸 君 |
| 増 山 裕 司 君     | 中 道 博 武 君     |
| 佐々木 政 幸 君     | 武 田 真 君       |
| 武 田 圭 介 君     | 辻 勲 君         |
| 北 谷 文 夫 君     | 沢 田 広 志 君     |
| 小 黒 弘 君       |               |

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 砂 川 市 長       | 善 岡 雅 文 |
| 砂川市教育委員会委員長   | 遠 藤 芳 春 |
| 砂川市監査委員       | 奥 山 昭   |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 其 田 晶 子 |
| 砂川市農業委員会会長    | 渡 邊 勝 郎 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|         |      |
|---------|------|
| 副市長     | 角丸誠一 |
| 病院事業管理者 | 小熊豊  |
| 総務部長    | 湯浅克己 |
| 兼会計管理   |      |
| 総務部審議監  | 熊崎一弘 |
| 市民部長    | 高橋豊  |
| 経済部長    | 田伏清巳 |
| 建設部長    | 古木信繁 |
| 病院事務局長  | 氏家実  |
| 総務課長    | 安田貢  |
| 政策調整課長  | 河原希之 |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|      |      |
|------|------|
| 教育長  | 井上克也 |
| 教育次長 | 和泉肇  |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|        |      |
|--------|------|
| 監査事務局長 | 中出利明 |
|--------|------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 湯浅克己 |
|-------------|------|

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|           |      |
|-----------|------|
| 農業委員会事務局長 | 田伏清巳 |
|-----------|------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 峯田和興  |
| 事務局次長 | 高橋伸二  |
| 事務局主幹 | 佐々木純人 |
| 事務局係長 | 渡部秀樹  |

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。開会前に、10月1日付で遠藤芳春氏が砂川市教育委員会委員長に就任され、今定例会から説明員として出席しておりますので、ご紹介をし、ご挨拶をいただきます。

〔教育委員長挨拶〕

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成27年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増山裕司議員及び佐々木政幸議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月9日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

7ページ、総務部市長公室課の関係では、6点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、特別功労者1名、市政功労者4名、貢献者1名の表彰及び永住功労者101名、高額寄附3件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、8ページ、7点目の市民活動等ステップアップ講座について、9月11日・25

日、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全2回の「市民活動等ステップアップ講座」を開催いたしました。講座では講師からの講話のほか、組織運営をテーマにワークショップを実施し、受講者13名、延べ23人の参加があったところであります。

次に、9点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月6日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、10点目の砂川市庁舎整備検討委員会について、8月28日から11月25日まで5回にわたり委員会を開催し、庁舎整備について意見交換等を行い、意見書を取りまとめたところであります。

次に、11点目の砂川市地域防災訓練の実施について、9月27日、総合体育館において、地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、総合体育館を避難所として指定している町内会・砂川地区広域消防組合・砂川警察署・砂川市防火協力会・総務省北海道総合通信局・(株)NTT東日本・砂川青年会議所に協力を要請し、134人の参加があったところであります。当日は、住民避難訓練・初期消火訓練・簡易居住場所づくり訓練・模擬的停電訓練等を実施したところであります。

次に、9ページ、政策調整課の関係では、3点目の予約型乗合タクシーの本格運行について、10月1日、砂川市に適した公共交通として、市内3社の運行事業者による予約型乗合タクシーの運行を開始したところであります。

次に、4点目のETC車載器搭載促進補助金について、8月から10月までの交付件数及び交付金額は40件、17万8,400円を交付したところであります。

次に、5点目の砂川市出会い創出支援事業補助金について、8月から10月までの交付件数及び交付金額は1件、20万円を交付したところであります。

次に、8点目の砂川警察署統合白紙撤回について、11月20日、砂川市、奈井江町、上砂川町及び浦臼町の1市3町で、北海道警察本部に対し、砂川警察署統合白紙撤回を求める嘆願書及び署名簿並びに要望書を提出したところであります。なお、砂川市の署名数は、総数1万4,014筆、うち市民は1万2,565筆であります。

次に、10ページ、9点目の砂川市総合教育会議について、10月7日、市長と教育委員会が意思疎通を図り、相互に連携し、教育行政を推進することを目的とする砂川市総合教育会議を開催し、砂川市教育大綱(案)等について協議した後、砂川市の教育、学術及び文化等の振興に関する基本的な目標及び施策を定めた砂川市教育大綱を策定したところであります。

次に、12ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、9月29日、交通安全祈願式典・交

通事故をなくする市民集会を市内の団体、個人など271人の参加により実施したところ  
であります。

次に、14ページ、社会福祉課の関係では、3点目の学童保育所の移転にかかわる保護  
者説明会について、公設公営で実施している中央学童保育所及び南学童保育所について、  
平成28年度より開設場所を中央学童保育所は中央小学校へ、南学童保育所は砂川小学校  
及び豊沼小学校へ移転するため、それぞれの学童保育所において保護者説明会を開催した  
ところであります。

次に、15ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市地域包括ケアネットワー  
クシステムについて、10月5日、市立病院の医療情報などを市内の医療機関及び介護事業  
所等で共有するネットワークシステムの構築に伴い、その円滑な運用を図ることを目的と  
した運営協議会を設立したところであります。なお、システムは11月1日から運用を開  
始いたします。

次に、18ページ、経済部商工労働観光課の関係では、5点目の観光宣伝活動について、  
10月1日から4日、さっぽろオータムフェスト実行委員会主催イベント「さっぽろオー  
タムフェスト2015」の札幌市大通8丁目会場において、中空知広域市町村圏組合を通  
じ、商工労働観光課、地域おこし協力隊及び砂川パークチャップ協議会が参加し「砂川ポ  
ークチャップ」を販売するなど、砂川市及び地元産品のPR活動を行ったところでありま  
す。

次に、7点目の砂川SAスマートインターチェンジ開通に伴う事業について、(2)  
「北海道じゃらん」掲載の関係では、9月19日、株式会社リクルート北海道じゃらん発  
行の10月号に砂川SAスマートインターチェンジと奈井江砂川インターチェンジ及び滝  
川インターチェンジの3カ所を拠点とした中空知エリアをPRする特集記事を砂川市、砂  
川ハイウェイオアシス館、滝川市及び赤平市で連携して掲載し、地域全体の情報発信を行  
ったところであります。

(3) なかそらち大収穫祭の関係では、9月21日・22日の2日間、砂川ハイウェイ  
オアシス管理株式会社主催イベント「なかそらち大収穫祭」が砂川ハイウェイオアシス館  
屋外北側において行われ、中空知5市5町から農産物や特産物の販売出展のほか、各市町  
によるPR活動を行ったところであります。

次に、24ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まい  
る推進事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)永  
く住まいる住宅改修補助金は9件、195万5,000円、(2)まちなか住まいる等住  
宅促進補助金は10件、484万2,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補  
助金は7件、131万1,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は2件、42万2,0  
00円をそれぞれ交付したところであります。

次に、25ページ、市立病院の関係では、2点目の病院祭について、9月26日、地域

住民との触れ合いを深め信頼され期待される病院を目指すため、第5回病院祭を開催いたしました。病院祭では、講演会、演奏会などのイベントやジャグリングショー、市民人形劇、ボランティアラーメンのほか、職員による各体験コーナーなどを実施し、約1,200人の来場があったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の豊沼小学校公開研究会の開催についてであります。11月6日、学校課題の解決と児童・生徒への指導力の向上を目指して、公開研究会を豊沼小学校において開催いたしました。研究主題を「自ら考え、いきいきと表現する子の育成を旨として」とし、副題を「一人ひとりの言語感覚を磨き、表現と理解を確かにする学習指導の在り方」としたこの公開研究会には、管内から約130名の教師、関係者が参加し、公開授業と分科会で熱心な研究・討議が行われました。

続きまして、社会教育課所管について申し上げます。1点目の劇団四季ミュージカル公演についてであります。9月2日、地域交流センターゆうにおいて、児童435名、引率35名、計470名が、劇団四季が主催する児童無料招待公演「こころの劇場 むかしむかしゾウがきた」を鑑賞いたしました。裏面、2ページになりますが、また9月24日、中央小学校において、小学校5校を代表して中央小学校児童会役員6名が劇団四季北海道営業部渡部氏へ5校分のお礼の手紙を手渡しました。

3点目の秋のあいさつ運動強調週間についてであります。学校・家庭・地域が協力し心豊かな子供の育成に努めることを目的として、あいさつ運動推進委員会が主催する「秋のあいさつ運動強調週間」を9月28日から30日まで、市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど62団体の参加を得て実施し、市内各所で子供の登校に合わせ市民が挨拶を交わしました。

続きまして、3ページの公民館所管について申し上げます。1点目の第48回砂川市民文化祭についてであります。本年度の市民文化祭は、芸能部門並びに文芸展示部門を10月11、12日の2日間、地域交流センターゆうを会場として、市民文化祭実行委員会が主催して開催いたしました。文化祭への参加状況につきましては、発表団体が芸能部門に31団体、文芸展示部門に34団体で、発表者は合わせて約800名、鑑賞者は芸能部門、文芸展示部門合わせて約2,300名でありました。

2点目の公民館リニューアルオープンについてであります。本年5月から耐震補強並

びに老朽化した施設、設備等の改修工事を進めてきた「公民館」がリニューアルして12月1日にオープンしたところであります。

続きまして、スポーツ振興課所管について申し上げます。4ページをごらんいただきます。4点目のはまなす国体開催記念・北海道中学生剣道錬成大会についてであります。9月20日、総合体育館で第26回大会が開催され、全道各地から147チーム、選手881名の参加がありました。女子団体戦では砂川錬心館が準優勝いたしました。

5ページをごらんいただきます。8点目の海洋センター体育館屋根改修、艇庫アスベスト除去工事についてであります。7月から実施していた海洋センター体育館屋根改修工事につきましては11月30日に、8月から実施していた海洋センター艇庫アスベスト除去工事につきましては12月4日に完成いたしました。

続きまして、学校給食センター所管について申し上げます。1点目の学校給食の一部が欠食となった事案についてであります。9月24日の学校給食で調理後、野菜裁断機の清掃点検をしていたところ、プラスチック部品の一部が欠けていることが判明し、野菜を使った給食に部品の破片が混入している可能性があったため、一部の献立の配食を中止しました。直ちに野菜裁断機の専門業者による整備点検を行い、事故原因が消毒回数が多さによる部品の劣化によるものと特定できましたので、適正な消毒・保管作業について確認いたしました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第5 27年3定議案第13号 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 27年3定議案第14号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 27年3定議案第15号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 27年3定議案第16号 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 27年3定議案第17号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 27年3定議案第18号 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第5、27年第3回定例会議案第13号 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成26年度砂川市下水

道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第17号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第18号 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 増山裕司君（登壇） おはようございます。平成27年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第13号から議案第18号までの平成26年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月9日に委員会を開催し、委員長に私増山、副委員長に武田真委員が選出され、10月1日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第13号から第18号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより27年第3回定例会議案第13号から第18号までの討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号から第18号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、市道東4線道路横断トラフグレーチングぶた巻き込み事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。市道東4線道路横断トラフグレーチングぶた巻き込み事故損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、平成27年8月22日土曜日午後8時ごろ、事故発生場所は砂川市北吉野町229番2地先、市道東4線であります。相手方、相手方車両名は記載のとおりであります。事故の概要は、相手方車両が道路横断トラフの上を走行中、グレーチングぶたが外れていたため、トラフの溝に車両のタイヤを落とし、その後前方に落ちていたぶたを車両下部に巻き込み損傷した事故であります。過失割合は、当市が90%、相手方が10%で、賠償金は48万1,004円であり、専決処分年月日は平成27年10月27日であります。支払い先は記載のとおりであります。賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会から全額の48万1,004円が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

#### ◎日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、平成27年11月2日であります。

専決処分の理由であります。平成27年度一般会計補正予算について、平成27年1

0月2日に発生した強風による街路樹等の倒木被害について、安全な道路通行、公園及び各小中学校等の施設利用を図るため、支障となる倒木等を除去及び処分することが必要となったことから、平成27年度一般会計予算の補正について特に緊急を要するものでありますが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正をいたしましたので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,439万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億3,404万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、強風による倒木の処理及び処分に係る処理費であります。8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費609万8,000円の補正は、南7号線などにおける街路樹49本の処理費であります。

同じく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費644万3,000円の補正は、北光公園などにおける89本の処理費であります。

次に、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の修繕料52万8,000円の補正は、砂川小学校、豊沼小学校における8本の処理費であります。

同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の修繕料52万8,000円の補正は、砂川中学校、石山中学校における8本の処理費であります。

同じく5項2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費の修繕料72万4,000円の補正は、総合体育館における10本の処理費であります。

同じく一つ丸、海洋センターの管理に要する経費の修繕料7万2,000円の補正は、海洋センターにおける1本の処理費であります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をいたします。18款繰入金で1,439万3,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号の採決をいたします。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第5号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の制定について

○議長 飯澤明彦君 日程第8、議案第5号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の制定についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第5号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の制定についてご説明いたします。

制定の理由は、市、市民及び事業者等が一体となって飲酒運転を撲滅するための活動を推進し、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという市民意識を定着させ、安全で安心して暮らすことができる市民生活の実現を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市飲酒運転撲滅に関する条例についてご説明申し上げます。本年6月に市内の国道において、飲酒運転等を原因とする悲惨な交通事故が発生いたしました。飲酒運転の撲滅は、市民全ての願いであり、飲酒運転撲滅のためには法律による厳罰化に委ねるだけではなく、市は市民の規範意識の定着を図るなど飲酒運転をさせない機運を高めていく必要があります。また、公職にある者が率先して飲酒運転撲滅に取り組んでいくことはもちろん、市と市民等が一体となって飲酒運転の撲滅に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定するものであります。

第1条は、目的の定めであり、市、市民及び事業者等が一体となって飲酒運転を撲滅するための活動を推進し、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという市民意識を定着させ、安全で安心して暮らすことができる市民生活の実現を図ることを目的としています。

第2条は、定義の定めであり、自動車等、飲酒運転、市民、事業者等、酒類提供事業者等、それぞれの用語の意義を定義しています。

第3条は、市の責務の定めであり、市は飲酒運転の撲滅に関する総合的な施策及び取り組みを実施するものとし、その施策及び取り組みを推進するために市民、事業者等及び北海道等の関係機関と連携して飲酒運転の撲滅に向けた効果的な活動を実施するものです。

第4条は、議員の責務の定めであり、議員は直接選挙で選ばれた代表者としてみずからの役割を自覚し、市民の信頼に応えるよう、常に飲酒運転の撲滅に向けて率先するよう努

めるものとし、議員は飲酒や酒気帯び運転の事実があるとの疑惑を持たれた場合には、みずからその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならないとするものであります。

第5条は、特別職の責務の定めであり、市長、副市長、教育長及び行政委員会委員並びに病院事業管理者は、みずからの行動を厳しく律し、市民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとするものであります。

第6条は、市民の役割の定めであり、市民は飲酒が自動車等の正常な運転を妨げ、重大事故の原因となるものであることを自覚し、家庭、地域及び職域における日常生活及び活動において飲酒運転を撲滅するための取り組みに努めるものとし、また市において実施する飲酒運転の撲滅に関する施策及び取り組みに協力するよう努めるとともに、飲酒運転をしている者または飲酒運転をしている疑いがある者を発見した場合は、運転の制止や警察への通報等の措置を講ずるよう努めるとともに、飲酒運転をしないように声かけなどにも努めるものであります。

第7条は、事業者等の役割の定めであり、事業者等はその事業の用に供する自動車等の運行に当たり、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、従業員や関係者等に対し、飲酒運転の撲滅に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものであります。

第8条は、酒類提供事業者等の役割の定めであり、酒類提供事業者等は酒気を帯びた者が自動車等を運転するおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう、声かけ、警察官への通報等の措置を講ずるよう努めるほか、施設等の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示するなど、飲酒運転を撲滅するために必要な措置を講ずるよう努めるものであります。

第9条は、駐車場所所有者等の役割の定めであり、駐車場所所有者等は駐車場利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示するなど、飲酒運転を撲滅するために必要な措置を講ずるよう努めるものであります。

第10条は、教育及び知識の普及の定めであり、市は飲酒運転の撲滅に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものであります。

第11条は、飲酒運転の撲滅に関する相談の定めであり、市は飲酒運転の撲滅に関する相談に適切に対応するため、関係機関等と協力して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものであります。

第12条は、情報提供の定めであり、市は市民等に対し、飲酒運転の防止に関する必要な情報の提供に努めるものであります。

第13条は、飲酒運転撲滅の日の定めであり、市は市民等が飲酒運転の撲滅について関心と理解を深めるとともに、飲酒運転の撲滅に関する活動を促進するため、6月6日を飲酒運転撲滅の日と定め、その趣旨にふさわしい取り組みを実施するものであります。

第14条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

議案第7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号 平成 27 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 平成 27 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第 9、議案第 4 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第 6 号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、議案第 7 号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 平成 27 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 27 年度砂川市介護保険特別会計補正予算の 9 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私から議案第 4 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律においては、地方公共団体が社会保障、地方税または防災に関する事務について、個人番号を含む個人情報である特定個人情報を同じ執行機関内で行う他の事務を処理するために利用する場合または同じ地方公共団体の他の執行機関に提供する場合には必要な事項を条例で定めるとされていることから、本市における特定個人情報の情報連携を図るため、条例を制定するものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明を申し上げます。

第 1 条は、趣旨の定めであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、第1号として、個人番号を法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

第2号として、特定個人情報を法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第3号として、個人番号利用事務実施者を法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第4号として、情報提供ネットワークシステムを法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいうと定めるものであります。

第3条は、市の責務の定めであり、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものと定めるものであります。

第4条は、個人番号の利用範囲の定めであり、第1項として、法第9条第2項の条例で定める事務は、市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

第2項として、市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3項として、特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすと定めるものであります。

第5条は、特定個人情報の他の機関への提供の定めであり、第1項として、法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、次の表の第1欄に掲げる照会機関が第3欄に掲げる提供機関に対し、第2欄に掲げる事務を処理するために必要な第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、第3欄の提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

第2項として、特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすと定めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであり、ただし、第4条第2項ただし書の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、広報委員の

職務を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、広報委員及びその職務の定めであり、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変更となったため、第2号を削り、第3号を第2号とするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、附則第5条の他の法令による給付との調整に係る表を改正する必要が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては7ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則第5条は、他の法令による給付との調整の定めであり、国から示された通知に基づき第1項の表中、左欄に掲げる傷病補償年金について、中欄に給付の調整の対象となる6種類の年金の名称等を、右欄に当該調整率をそれぞれ示しており、改正後はその並び順を入れかえるとともに、中欄の障害厚生年金及び障害基礎年金について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成24年一元化法」という。）に定められた障害共済年金を適用した規定に改めるものであり、あわせて文言の整理を行うものであります。

以下、同様に左欄に掲げる障害補償年金及び遺族補償年金について、中欄及び右欄の並び順を入れかえるとともに、中欄の障害厚生年金、障害基礎年金、遺族厚生年金及び遺族基礎年金について、平成24年一元化法に定められた障害共済年金及び遺族共済年金を適用した規定に改めるものであり、あわせて文言の整理を行うものであります。

次に、第2表の第2項の表は休業補償の給付の調整の定めであり、左欄に給付の調整の対象となる6種類の年金の名称等を、右欄に当該調整率を示しておりますが、前項の表と同様に改正後はその並び順を入れかえるとともに、障害厚生年金及び障害基礎年金について、平成27年一元化法に定められた障害共済年金を適用した規定に改めるものであり、あわせて文言の整理を行うものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものであります。

第2項から第4項は、被用者年金制度の一元化に伴う経過措置の定めであり、第2項はこの条例の適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び休業補償については、なお従前の例によることを定めたものであります。

第3項は、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正後の条例（以下「新条例」という。）の適用を受ける者に支給された改正前の条例に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による補償の内払いとみなすことを定めたものであります。

第4項は、障害に係る傷病の初診日が新条例の適用日前となり、障害認定日が適用日後になる場合、年金たる給付として厚生年金保険法による障害厚生年金及び改正前の地方公務員共済組合法による障害を給付事由とする職域加算額等が支給されるため、新条例によりそれぞれが減額対象となり、二重に併給調整されることを防ぐため、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は適用せず、障害補償年金を減額しないことを定めたものであり、遺族補償年金についても同様の取り扱いとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。ただいまの説明で第2項の表の説明の中で平成24年一元化法と説明すべきところを平成27年と誤って説明いたしました。この点について訂正をお願いいたします。

続きまして、議案第9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部改正及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第9号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。第8条の改正は、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法の定めであり、徴収猶予及び徴収猶予期間の延長に係る分割納付又は分割納入方法について、市長が当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができるものとし、その場合においては当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定め、その旨、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならないとするものであります。また、市長は徴収の猶予又は徴

収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができ、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならないと規定するものであります。

第9条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の改正は、徴収猶予の申請手続等の定めであり、徴収猶予及び徴収猶予の期間の延長に係る申請書の記載事項及び添付書類を規定するものであります。

第9条第7項の改正は、同条第1項から第6項と同様の定めであり、徴収猶予及び徴収猶予の期間の延長に係る申請書及び添付書類の訂正期限を20日と規定するものであります。

第10条第1項、第2項の改正は、職権による換価の猶予の手続等の定めであり、職権による換価の猶予及び職権による換価の猶予の期間の延長に係る分割納付又は分割納入方法について、市長は地方税法第15条第3項の政令で定める額を限度とした当該職権による換価の猶予をする金額を当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする期間内において、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとし、その場合においては第8条第2項から第5項までの規定を準用するものと規定するものであります。

第10条第3項の改正は、同条第1項、第2項と同様の定めであり、職権による換価の猶予及び職権による換価の猶予の期間の延長に係る添付書類を規定するものであります。

第11条第1項の改正は、申請による換価の猶予の手続等の定めであり、申請による換価の猶予の申請期限を6月と規定するものであります。

第11条第2項、第3項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予の期間の延長に係る分割納付又は分割納入方法について、市長は地方税法第13条第3項の政令で定める額を限度とした当該申請による換価の猶予をする金額を当該申請による換価の猶予又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする期間内において、当該申請による換価の猶予又は当該申請による換価の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとし、その場合においては第8条第2項から第5項までの規定を準用するものと規定するものであります。

第11条第4項、第5項、第6項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予の期間の延長に係る申請書の記載事項及び添付書類を規定するものであります。

第11条第7項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予の期間の延長に係る申請書及び添付書類の訂正期限を20日と規定するものであります。

第12条の改正は、担保を徴する必要がない場合の定めであり、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において担保を必要としない場合を猶予に係る金額が300万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合と規定するものであります。

第13条から第17条の改正は、徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る規定の創設に伴う条の移動であります。

第18条の改正は、公示送達の定めであり、第8条が追加されたことによる条文整理であります。

第23条第2項の改正は、市民税の納税義務者等の定めであり、第9条が追加されたことに伴う条文整理であります。

第162条第2項の改正は、国民健康保険税の減免の定めであり、国民健康保険税の減免申請書に記載する事項について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号を追加する改正規定であります。

次に、第2条は砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成27年6月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

第2条第3号、第4号の改正は用語の定めであり、地方税法施行規則の一部改正に伴い、削除するものであります。

第36条の2第8項の改正は、市民税の申告の定めであり、第2条第3号及び第4号の削除に伴う条文整理であります。

第63条の2第1項の改正は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出の定めであり、第2条第3号及び第4号の削除に伴う条文整理であります。

第89条第2項の改正は、軽自動車税の減免の定めであり、第2条第3号及び第4号の削除に伴う条文整理であります。

第130条の10の3第2項の改正は、特別土地保有税の減免の定めであり、第2条第3号及び第4号の削除に伴う条文整理であります。

附則第1条の改正は、施行期日の定めであり、地方税法施行規則の一部改正に伴う改正規定であります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、平成28年4月1日から施行するものであります。ただし、第1条中第162条第2項の改正規定は平成28年1月1日から、第2条の改正規定は公布の日から施行するものであります。

第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置の定めであり、それぞれの改正に関する部分は特段の定めがあるものを除き平成28年4月1日以後から適用するもので、平成27年度分まではなお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

大変申しわけございません。第11条の第2項、第3項の改正に伴う説明の中で、市長は地方税法第15条第3項の政令で定める額と説明しなければならないところを地方税法第13条第3項の政令と説明いたしましたので、こちらの点、訂正をよろしくお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 議案第6号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から議案第6号及び議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。市が公共の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例についてご説明申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、市が公共の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とするものであります。

第2条は、定義の定めであり、市民等とは市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。公共の場所とは、道路等の屋外において不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。防犯カメラとは、目的に準じて、特定の場所に継続的に設置する撮影装置等をいう。画像データとは、防犯カメラにより撮影又は録画された画像情報を電磁的記録媒体等に保存したものと定めるものであります。

第3条は、基本原則の定めであり、市は、市民等がみだりに撮影されない自由を有する

ことに鑑み、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関し適正な措置を講ずるものとするものと定めるものであります。

第4条は、管理責任者の設置及び操作担当者の指定の定めであり、市は、防犯カメラの管理責任者を置かなければならない。管理責任者は、防犯カメラの操作担当者を指定することができ、指定した場合において、操作担当者以外の者に防犯カメラの操作等の取扱いをさせてはならないと定めるものであります。

第5条は、管理責任者及び操作担当者の責務の定めであり、管理責任者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければならない。操作担当者は、管理責任者の指示の下、防犯カメラの操作等の取扱いをしなければならない。管理責任者及び操作担当者は、知り得た情報を他に漏らしてはならないと定めるものであります。

第6条は、防犯カメラの設置基準の定めであり、市が防犯カメラの設置等を行う場合の基準として、第1号、犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進に資するものであること、第2号、撮影対象区域は必要最小限の範囲とすること、第3号、公共の場所であること、第4号、防犯カメラの設置場所等を表示することを定めるものであります。

第7条は、画像の管理及び保管の定めであり、市長は、砂川市個人情報保護条例に定めるもののほか、管理責任者に対し、必要な措置を講じさせなければならない。管理責任者は、画像データを編集若しくは加工又はみだりに複製してはならないこととし、他に画像データの漏えい等の措置及び保管期間終了後にデータの書きかえ又は消去を行うものとするものと定めるものであります。

第8条は、目的外利用及び提供の定めであり、市長は、次の各号に掲げる場合を除き、画像データを設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第1号、個人情報保護条例の規定に基づく目的外利用等をする場合。

第2号、捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による照会を受けた場合。

第3号、犯罪の抑止又は個人の生命、身体若しくは財産の安全を確保するため、市長が必要と認める場合と定めるものであります。

第2項として、第1項の場合において、市長が画像データを提供するときは、最小限の範囲に留めるとともに、情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

第1号、画像データの情報を適正に管理すること。

第2号、目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。

第3号、目的を達成したとき又は達成されることが判明したときは、速やかに、記録媒体の返却又は破碎等を行うことと定めるものであります。

第9条は、苦情の申出の処理の定めであり、市長は、市が設置する防犯カメラに関し苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理しなければならないと定めるものであります。

す。

4ページになります。第10条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の規定に基づき、特別の事情に起因する保険料の徴収猶予及び減免の申請書の記載事項に個人番号を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第9条は、保険料の徴収猶予の定めであり、同条第2項第1号の現行「及び住所」を改正後は「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

第10条は、保険料の減免の定めであり、同条第2項第1号の現行「及び住所」を改正後は「、住所及び個人番号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 （登壇） 議案第11号砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。患者や地域住民が診療科を選択するに当たり、正確かつ具体的な情報を提供する観点から診療科名の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行第5条は、経営の基本の定めであり、現行第2項中外科を改正後は消化器外科、乳

腺外科、緩和ケア外科に改めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,991万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億5,396万2,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、全国防災事業債130万円を補正し、補正後の限度額を13億1,830万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項8目交通安全推進費で一つ丸、交通安全推進に要する経費の飲酒運転撲滅啓発看板等作成委託料20万円の補正は、飲酒運転撲滅の啓発活動として駐車場所所有者に対し、飲酒運転防止を表示した立て看板及びプレートを配付し、設置を促すため作成するものであります。

同じく10目市民生活推進費で一つ丸、市民生活向上推進に要する経費121万4,000円の補正は、市内中心部の人や車の往来が多い通りや夜間に駐車台数の多い駐車場等における飲酒運転や車上狙いなどの犯罪を抑止するため防犯カメラを設置するものであり、防犯カメラ設置工事費121万円の補正は4カ所の防犯カメラの設置費であり、その他の経費4,000円の補正は防犯カメラの電気料であります。

同じく一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費の備品購入費32万4,000円の補正は、除雪機が盗難に遭ったことから、冬期間の適切な施設管理に支障を来すため新たに除雪機を購入するものであります。

同じく12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費の選挙人名簿システム改修委託料63万4,000円の補正は、公職選挙法改正に伴い、選挙権年齢が18歳へ引き下げとなることから、システム改修を行うものであります。

同じく13目まちづくり推進費で二重丸、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に要する経費4万6,000円の補正は、現在策定を進めている砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定した目標数値の検証、評価などを行うための総合戦略検証委員会を設置することによるものであり、総合戦略検証委員会委員報償4万4,000円は9名

分の委員に対する報償費であり、費用弁償2,000円の補正は会議開催に係る費用弁償であります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費で二重丸、個人番号カード交付に要する経費の備品購入費126万3,000円の補正は、平成28年1月から開始される個人番号カードの交付に向け、署名用電子証明書等の暗証番号を入力するための総合端末とタッチパネル及び総務省から個人番号カードに添付された写真と申請者との同一性を確認するための顔認証システムの積極的な活用が通知されたため、顔認証装置を購入するものであります。

次に、18ページ、3款民生費、2項1目児童福祉費で二重丸、学童保育所の移転・開設に要する経費531万7,000円の補正は、施設の老朽化などが課題となっていた公設公営の学童保育所について、中央学童保育所を中央小学校、南学童保育所を砂川小学校及び豊沼小学校に移転し、平成28年4月から新たに開設したことによる電気設備などの施設の改修、児童用ロッカーなどの備品の購入など及び移転に係る経費であります。

次に、20ページ、4款衛生費、1項4目環境衛生費で一つ丸、公衆浴場運営等補助金の公衆浴場設備整備費補助金33万8,000円の補正は、市内唯一の公衆浴場の設備に故障が生じ、利用者に影響が生じていることから、設備の修繕費用の一部について補助するものであります。

次に、22ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費の機構集積協力金396万2,000円の補正は、離農や経営転換して農地を農地中間管理機構を通じて担い手へ貸し付け、農地集積、農地の連担化により農業の競争力、体質強化を図るため、農地の集積に協力する農業者に対し交付する機構集積協力金の対象者及び対象面積の増加によるものであります。

次に、24ページ、8款土木費、4項1目都市計画総務費で二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費の設備改善基礎調査委託料277万6,000円の補正は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に移動できるよう、JR砂川駅のバリアフリー化やプラットホームの待合環境の改善等について、利用実態を含めた調査を行い、問題、課題の整理を図り、JR北海道と協議を効率的に進めるため委託するものであります。

次に、26ページ、10款教育費、1項2目事務局費で一つ丸、砂川高校の支援に要する経費174万円の補正は、砂川高校の生徒に対し必要な支援を行い、教育活動の効果を上げることで砂川高校の魅力を高め、進学希望者増加を促し、間口確保を図るためのものであり、部活動全国大会出場補助金24万円の補正は、陸上などの部活動で全国大会に出場した生徒に対し、大学入学奨学補助金150万円の補正は、本年度の卒業生のうち4年制大学に合格し入学した生徒に対し、補助金を交付するものであります。

同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の砂川中学校音楽堂天井耐震化実施設計委託料199万8,000円の補正は、東日本大震災により耐震化の基準が改正され、高所に設置されているつり天井などの非構造部材についても落下防止策を

講じるよう見直されたことに伴い、耐震化工事を実施することとしたため、実施設計を委託するものであります。

同じく4項2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費の備品購入費10万3,000円の補正は、耐震改修等工事に伴い、地上デジタル波の非対応のテレビを廃棄いたしましたが、公民館を利用するグループサークル活動や会議等のほか、避難所施設としての利活用も想定されることから、テレビ1台を購入するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括で説明を申し上げます。14款国庫支出金で275万4,000円の補正は、砂川中学校音楽堂天井耐震化事業に係る学校施設環境改善交付金事業費補助金、学童保育所の移転開設に係る児童福祉費補助金、選挙人名簿システム改修事業費補助金であります。

15款道支出金で573万4,000円の補正は、学童保育所の移転開設による児童福祉費補助金、機構集積協力金事業に係る農業奨励費補助金であります。

18款繰入金で1,012万7,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

21款市債で130万円の補正は、砂川中学校音楽堂天井耐震化事業に係る全国防災事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、28ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 議案第2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,159万1,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容となります介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては平成27年度の介護保険、介護保険制度の改正により平成29年4月までに全市町村において実施しなければならないものであります。本市においては、平成28年1月から開始することに伴い、新規事業及び予算の組み替えを行うものであります。

総合事業の内容について、若干ご説明を申し上げます。地域支援事業のうち総合事業として実施するのは、現行の要支援1、2の訪問介護、通所介護に加えて1次、2次予防事業、介護予防サービス計画及び配食サービスであります。訪問介護、通所介護につきましては、引き続き現行のサービス事業者のサービスを受けることができます。今回、新規事業として有償ボランティアによる訪問型サービスを実施する予定であります。なお、平成

28年度以降にはさらなる新規事業の検討と関係者による協議の場の設定及びコーディネーターを配置することとしております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。2款保険給付費、2項1目介護予防サービス給付費で835万円の減、5目介護予防サービス計画給付費で12万9,000円の減、18ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費で150万4,000円の減、2目一次予防事業費で236万5,000円の減、20ページをお開き願います。2項2目任意事業費で11万6,000円の減、これらの減額補正は総合事業の開始に伴う予算の組み替えによるものであります。

同じく20ページ、5項1目権利擁護人材育成事業費で二重丸、権利擁護人材フォローアップ研修事業に要する経費16万5,000円は、平成25年度に北海道との共催により実施しました市民後見人養成研修の研修修了者のさらなる資質向上及び制度の市民啓発を目的とした研修事業に要する経費で、財源は全額国庫補助金で対応するものであります。

22ページをお開き願います。6項1目介護予防・生活支援サービス事業費で853万5,000円、2目介護予防ケアマネジメント事業費で12万9,000円、7項1目一般介護予防事業費で386万9,000円、これらの補正は総合事業の開始に伴う予算の組み替えが主なものであります。

23ページの二重丸、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費のうち市民ふれあいサービス事業費補助金6万9,000円は、予算の組み替え以外の新規事業としまして現在社会福祉協議会が主体となり、有償ボランティアにより実施されております在宅福祉サービスの一部を総合事業として実施するための経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款国庫支出金で16万5,000円の補正は、権利擁護人材フォローアップ研修事業に係る国庫補助金であります。

4款支払基金交付金で5万2,000円、5款道支出金で2,000円、7款繰入金で1万5,000円、これらの補正は総合事業の開始に伴う予算の組み替え及び市民ふれあいサービス事業費補助金6万9,000円の計上によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第6号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号から第11号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号から第11号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、2点なのですが、まず1点目は一般会計の補正予算に関して、学童保育の関係で総括でないといけない内容についてちょっとお伺いします。

先ほど市長の行政報告等、また提案説明でもそれぞれの学童保育所が各小学校に行くということが報告されたのですが、小学校側でどんな場所で、例えば空き教室なものなのか、こういった場所で学童保育が開始されるのかをお伺いしたいと思います。

それから、これまで保護者説明会が2回あったというようなお話も、提案説明というか市長のほうから報告がありましたけれども、どのような意見あるいは要望が出てきていたのかも伺いしたいと思います。

続いて、最後になるのですが、学校に移っていくことによって保育料について変化があるのかどうかお伺いいたします。

介護保険の関係でも伺いするのですが、今提案説明で大分説明をしていただいたので、細かいところは予特のほうで行いますが、ただ1点、平成28年度以降は総合事業に対してのさらなるサービスが行われるというようなお話がありましたので、大体予想されるサービスはどんなものかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私のほうから随時お答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目の新しい学童保育所でどのような場所かということでございますが、まず中央学童保育所が中央小学校に移りますが、こちらのほうはミーティングルームが主な場所ということになります。ただ、中央小学校の場合はオープンスペースもございまして、体育館、夏にはグラウンドも使えるという状況でございます。それから、南学童保育所につきましては砂川小学校と豊沼小学校にそれぞれ学区内で分かれるということになりますので、砂川小学校においてはこちらもミーティングルームということで、これも隣接する体育館があてれば使用が可能ということになってございます。それから、豊沼小学校

につきましては、こちらは和室スペースということになりますが、こちらのほうも中央小学校と同じくオープンスペース及び体育館、グラウンド等を使用できるということで、これまでよりも安全、安心、しかも広く使えるという状況になる予定でございます。

続きまして、2点目の保護者説明会につきましては、学童保育所の移転にかかわる保護者説明会を11月25日に南学童保育所で、27日に中央学童保育所で開催をいたしました。両会場で33名の出席をいただき、学童保育所移転にかかわる経過のほか、新たな開設場所及び運営体制についてご説明をさせていただいたところであります。保護者から出された意見、要望ではありますが、移転に反対する意見はなく、保護者のほうも学校への移転を望んでいたとのことでご理解をいただけたところでございます。また、その他今後の保育料や利用定員、利用時間、学校の設備に関する確認の質問ということですので、先ほど私のほうでご説明した中身で十分にご理解をいただいたところでございます。

3点目の保育料に変化はあるのかということですが、学童保育所の保育料につきましては市の財源のほか、国及び道の補助金と保護者負担金により運営を行っているところであります。新年度から学校へ移転することにより、タクシー移動の経費がなくなるものの、開設場所がこれまでの公設公営2カ所から3カ所にふえることにより、指導員の増員による人件費や諸経費がふえることとなります。総体としては運営費がふえる見込みではありますが、現行の保育料を基本に新年度も検討をしているところでございます。

続きまして、介護保険の関係につきまして1点、平成28年度以降に予想されるさらなる新規事業ということですが、こちらは今現在具体的にこれだというのはありませんが、方向性としてはボランティア団体ですとかNPO法人、こちらのほうで既存の事業所が行う介護サービスにプラスして選択を広げる、あるいは経費を安くするというような方向でただいま検討をさせていただいているという状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 学童保育の関係なのですがすけれども、私も保護者のほうからちょっと要望を受けているのは、最後の保育料の関係なのですがすけれども、普通で見るとタクシーで今までは、学校に行って学童まで送ってきているというようなものがあるので、もうちょっと保育料が安くないのかなというような要望があったのです、たしか今9,000円だったと思うのですがすけれども。私もちょっと調べると、タクシー代が120万ぐらいあるので、これが浮くのかなと。ただ、今部長のお答えでいくと2カ所か3カ所になっていって、確かにそうだなと今思ったのですがすけれども、大体今120万ぐらいがタクシー代だったと思うのですがすけれども、人件費の部分ですが、大体幾らぐらいオーバーしてしまうのか、120万から。そこをちょっと細かくなりますけれども、その1点だけお伺いしたいと思います。介護保険のほうは、また予特のほうでお伺いしたいと思います。それだけお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 学童の関係でございますが、こちらのほうはタクシー代と人件費の関係ということで、人件費のほうにつきましては現在中央学童のほうは嘱託が1名、パート4名という体制でございますが、これは中央小学校に移っても変更はございません。南学童につきましては、現在嘱託1名、パート8名ということでございますが、砂川小学校は嘱託が1名、パートが6名、豊沼小学校は嘱託が1名、パートが4名ということになりますので、嘱託1名とパートが2名、純増ということになりますので、先ほどのタクシー代との相殺をしてもなお120万ほど人件費のほうがふえるという予想をしております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております9議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### ◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時45分